

はならない。

- (a) 加盟国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反するとその加盟国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 加盟国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。
- (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
- (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の物品及び原料の取引に関する措置
- (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置
- (c) 加盟国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

96 TRIPS協定と公衆の健康に関する宣言(ドーハ宣言)

採 択 二〇〇一年一月四日
第四回WTO閣僚会議

- 1 我々は、多くの開発途上国及び後発開発途上国を苦しめている公衆の健康の問題、特にHIV/AIDS、結核、マラリア及びその他の感染症に起因する問題の重大さを認める。
- 2 我々は、知的所有権の貿易関連の側面に関するWTO協定TRIPS協定が、これらの問題に取り組むためのより広範な国内的及び国際的行動の一部

になる必要性を強調する。

- 3 我々は、知的所有権の保護が新薬の開発のために重要であることを認める。我々は、また、価格に対するその影響についての懸念も認める。
- 4 我々は、TRIPS協定は加盟国が公衆の健康を保護するための措置を取ることを妨げないし、かつ妨げるべきではないことに合意する。したがって、我々は、TRIPS協定に対する我々のコミットメントを繰り返し強調するとともに、公衆の健康を保護し、特にすべての人々に対して医薬品へのアクセスを促進するWTO加盟国の権利を支持するような方法で協定が解釈され実施され得るし、かつされるべきであることを確認する。
- 5 これに関連して、我々は、この目的のために柔軟性を提供するTRIPS協定の規定をWTO加盟国が最大限に用いる権利を再確認する。
- したがって、かつ上記第4項にかんがみて、我々は、TRIPS協定における我々のコミットメントを維持しつつ、これらの柔軟性に以下が含まれることを認める。
- (a) 国際法の解釈に関する慣習的規則を適用して、TRIPS協定の各規定は、特に協定の目的及び原則に表現されているその目的に照らして解釈されるべきである。
- (b) 各加盟国は強制実施権を付与する権利及び強制実施権が付与される理由を決定する自由を有する。
- (c) 各加盟国は何か国家緊急事態またはその他の極度の緊急状態を構成するかを決定する権利を有する。また、HIV/AIDS、結核、マラリア及びその他の感染症に関する場合を含め、公衆の健康の危機が、国家緊急事態またはその他の極度の緊急状態に相当する事があり得ると理解される。
- (d) 知的所有権の消尽に関連するTRIPS協定の規定の効果は、各加盟国に、第三条及び第四条の最惠国待遇及び内国民待遇に従うことを条件とし

て、提訴されることなく消尽に関する各自の制度を設立する自由を残すものである。

- 6 我々は、製薬分野の生産能力が不十分かまたは無権を効果的に使用するに際し困難に直面することがあり得ることを認める。我々はTRIPS理事会に対し、本問題に対する迅速な解決を見出し、二〇〇二年末まで一般理事会に報告を行うことを指示する。
- 7 我々は、先進加盟国が第六条第二項に従い、後発開発途上加盟国への技術移転を促進し奨励するため、先進加盟国の企業及び機関に奨励措置を提供するといふコミットメントを再確認する。我々は、また、後発開発途上国が医薬品に關しては二〇〇一年一月まで、TRIPS協定第二部第五節及び第七節の実施若しくは適用、またはこれらの節に規定されている諸権利を強制する義務を負わないことに合意する。この場合、後発開発途上国がTRIPS協定の第六六条第一項に規定されている経過期間の延長を求める権利を妨げない。我々は、TRIPS理事会に対し、TRIPS協定第六六条第一項に従い、このような効果を与えるために必要な行動をとることを指示する。

97

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解(WTO協定 附属書二)紛争解決了解

加盟国は、ここに、次のとおり協定する。

第一条適用対象及び適用) 1 この了解に定める規則及び手続は、附属書一に掲げる協定(この了解に